

「テレワークトップランナー2025」 募集実施要領

1 目的

テレワークは、新型コロナウイルス感染症の影響による急速な普及を経て、単なる危機管理としての一時的な対応策から、今後の社会全体の働き方を変える重要な要素となっています。

しかし、テレワーク導入率でも東京圏一極集中の傾向となっており、依然として都市と地方の間では情報格差や働きやすさの格差が生じていることから、地方においても時間や場所にとらわれず柔軟に働ける環境を整えることが重要です。

また、テレワークの活用により、地方に住みながら都市の仕事に従事したり、テレワークによる副業・兼業の形で地方企業の経営を支援したりすること等により、地域経済・社会の活性化にもつながります。

総務省ではこれまで、テレワークの普及促進のため、テレワークの導入・活用を進め、他の企業・団体の模範となる優れた取組を実施している企業・団体を選定し、表彰してきました。

今般の「テレワークトップランナー2025」の募集・表彰では、テレワークの普及に関する現状を踏まえ、特色ある新たな取組を知る機会を創り、テレワークの価値を改めて発信することで、より多くの企業・団体の参考となり、テレワークの積極的な導入・活用を進めることを目的として実施します。

2 募集概要

(1) 募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）又はサテライトオフィス勤務等）が就業規則等に定められている企業・団体（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）、特定非営利活動法人、都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体）。

なお、応募時点までの過去3年間において、労働関連法令及びその他関係法令等に重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っているとは判断される方並びに公序良俗に反する事業を行っている方のご応募はお断りいたします。

(2) 応募方法

総務省ホームページ（「テレワークの推進」ページ）に掲載する応募フォームリンクにアクセスし、必要事項等をご記入の上、ご応募ください。

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/

(3) 募集期間

令和7年6月9日（月）～令和7年7月31日（木）【必着】

(4) 審査等

ア 審査方法

「テレワークトップランナー2025」は、審査基準（別紙3）をもとに、外部有識者等による審査を経て選定します。「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」について

は、「テレワークトップランナー2025」選定企業・団体の中から、特に優れた取組を行っている企業・団体を外部有識者等による審査会にて選定し、その結果を踏まえて決定します。

(審査項目の概要)

1. テレワークの十分な活用実績^(注)

テレワーク対象従業員の割合、テレワーク実施者の割合、テレワークの実施頻度

(注) 必要に応じ、業界・業種等によるテレワーク勤務の対象となりうる業務の量・比率の差異を考慮して評価します。

2. 以下に該当する優れた取組

①テレワークの活用による経営効果の発揮

テレワークの導入・活用による生産性向上、求人への応募者増、離職率低下、コスト削減、従業員エンゲージメントの向上など

②テレワークが馴染まないと思われる業態の企業・団体における活用・業務改革

現場での作業が必要でテレワークの導入比率が低い産業における、一次産業（農業・林業・漁業）、二次産業（製造業、建設業等）、三次産業（医療・福祉等）の業務（監視・管理・データ分析・指導等）のリモート化・自動化等による業務効率化や人手不足の改善など

③テレワークによる遠隔地勤務や副業・兼業での雇用を通じた地域の活性化

テレワークの活用により、地方に住みながら都市の仕事に従事したり、地方企業が広域地方や都市の人材を副業・兼業で雇用したりすることによる地方の新しい価値創造や地域経済の活性化など

④その他の好事例

自治体や教育機関と連携したテレワークでの UIJ ターンや新規採用による地域への人材定着の取組、ICT ツールの積極的な導入・活用による社内コミュニケーションやマネジメント面での課題解決の取組等、その他、幅広くテレワークの導入・活用に関する取組など

イ その他

- ・ 応募内容について、必要に応じて事務局によるヒアリング等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・ 審査に関する問合せには一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・ お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・ 提出いただいた書類は、審査及び優良事例の発信に限定して使用し、事務局において厳正に管理します。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、令和7年10月頃に総務省ホームページ等で公表する予定です。「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」に選定された企業・団体は、令和7年11月19日(水)に開催予定の表彰式にて表彰を行う予定です。なお、表彰式は厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」及び地方創生担当大臣賞「地方創生テレワークアワード」の表彰式と合同で開催する予定です。

(6) 企業・団体の選出及び表彰に際して

企業・団体の選出に際し、「テレワークトップランナー2025」の選出企業には下記ア、イを、「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」受賞企業には、下記ア～カの事項を

実施します。ご協力のほどお願いいたします。

ア ロゴの付与

総務省から「テレワークトップランナー2025」に選定されたことを示すロゴマークを付与し、名刺での表示等、使用できることとします。

イ 選出企業・団体の取組事例集を作成し、テレワーク月間 HP 及び総務省 HP 等に掲載

ウ 内閣府、厚生労働省の大臣賞と合同での表彰式での表彰状授与

エ メディアや総務省 HP 等からの受賞団体の取組内容の発信

「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」受賞企業・団体には、メディアからの取材に応じていただき、その取組を広く発信することを予定しています。情報発信媒体は、新聞等のマスメディアや就職・転職情報を取扱うメディア等を予定しており、決定後に総務省 HP にて周知いたします。

オ 受賞企業・団体代表者による、表彰イベントでの取組事例発表

(7) その他

- ・ 応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募企業・団体の取組は、全国へ優良事例として紹介するため、広報・PR 活動、各種イベントへの参加等のご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

(8) 問合せ先

本募集に関する問合せは、テレワークトップランナー2025 事務局宛てにご連絡ください。

テレワークトップランナー2025 事務局

Email : info_atmark_telework2025.com

※スパムメール防止のため、@を「_atmark_」としています。メールを送る際は、「_atmark_」を@に直してください。